**「全国デジタル道路地図研究用データ」貸与契約**

一般財団法人　日本デジタル道路地図協会（以下「甲」という。）と○○（以下「乙」という。）とは、全国デジタル道路地図研究用データ（以下「本データベース」という。）の貸与について、次のとおり契約する。

第１条　乙は、本データベースを甲に令和○年○月○日付けで届けた「研究用データ貸与申込書」記載の研究目的のために使用し、目的以外に使用しない。

1. 乙の貸与期間は、本契約日より令和○年○月末日までとする。

ただし、貸与期間満了の1ヶ月前までに、乙が書面で期間の延長について申し出、甲が承認した場合は、本契約は満了の日から最大1年間の延長をするものとする。

1. 甲が乙に貸与する本データベースの地域は下記市町村とする。

＜　　　　　　＞

1. 本データベースの貸与料金は無償とする。
2. 本データベースの利用は乙の単独利用とし、第三者との共同利用は行わないものとする。

第６条　乙は、甲が所有する本データベースの著作権、意匠権その他の知的所有権の保護に努めるとともに、目的を達成するため合理的と認められる範囲でのデータの追加、変更、削除等を除き本データベースの内容の正確な表現に務める。

第７条　甲は、乙が本データベースを取り扱わせる者は、適切に本データベースを取り扱うことが出来る者で乙が承認した者に限定する。

第８条　乙は、甲が求めた場合は、本データベースの保管又は使用の状況について遅滞なく、報告を行うものとする。

第９条　乙は、本データベースを第三者に譲渡し、又は貸与しない。

第１０条　乙は、本データベースの使用に伴い知り得た機密を第三者に漏洩しない。

第１１条　乙は、本データベースの複製はしない。予備として乙が複製する必要がある場

合は事前に乙が書面で複製について申し出、甲が承認した場合は、複製をするも

のとする。

第１２条　乙は、本契約が期間満了となった時、又は本データベースの使用を完了又は中止した時は、本データベースの使用を停止し、本データベース及び付属資料一式及び、予備として乙が複写及び複製したものの全てを甲に返還するものとする。

第１３条　直接・間接的な理由に関わらず乙が本データベースを利用したことにより発生した損害については、甲は一切の責任を負わない。

第１４条　乙は、第２条の貸与期間が満了した時は１ヶ月以内に甲が指定した様式の書面をもって研究結果を報告するものとする。

第１５条　乙は、研究結果・内容を公表する場合は、甲にその事を遅滞なく報告し、公表資料の写しを甲に1部提供するものとする。

　 ２　　乙は、公表する資料については、甲のデータを使用したことを記載するものとする。

本契約締結の証として、本書２通を作成し、甲・乙記名捺印の上、各自その１通を保有する。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

甲　東京都千代田区平河町一丁目３番１３号

平河町フロントビル５階

一般財団法人　日本デジタル道路地図協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　専務理事　　鎌田　高造

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙